

告 示

埼玉県議会告示第五号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

埼玉県議会議長 白土幸仁

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第十号及び様式第十六号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあむもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。